

## 所定疾患施設療養費の算定状況

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表いたします。

### 【算定条件】

1. 所定疾患施設療養費（Ⅰ）は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、月1回算定するものであるため、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないこと。
2. 所定疾患施設療養費（Ⅰ）と緊急時施設療養費は同時に算定できない。
3. 所定疾患施設療養費（Ⅰ）の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
  - イ 肺炎
  - ロ 尿路感染症
  - ハ 帯状疱疹
  - ニ 蜂窩織炎
4. 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定する。
5. 算定する場合にあっては、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載する。
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について、前年度の当該算定状況を公表すること。

### 【治療内容】

**肺炎：**血液検査、胸部レントゲン、血中酸素濃度の測定、抗生剤の点滴注射、水分補給（点滴、経口補水）、喀痰吸引など診察結果に基づいた必要な治療を行う

**尿路感染症：**血液検査、検尿、一般沈査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の点滴注射、内服、水分補給（点滴、経口補水）など診察結果に基づいた必要な治療を行う

**帯状疱疹：**内服薬、抗ウイルス剤の点滴注射等を用いた必要な治療

**蜂窩織炎：**内服薬、抗ウイルス剤の点滴注射等を用いた必要な治療

